

学生のみなさん

ご存じですか?
厚生労働省の

岩手県内の認定企業一覧

(平成 30 年 2 月 2 日現在)

- 3つの認定制度があります。
 - それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
 - 岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。
- 各社の取組内容は岩手労働局ホームページで見ることができます（青字企業）

各認定制度については裏面をご覧ください。

岩手労働局トップページ>バナー



>岩手県内の認定企業一覧・取組事例



若者雇用促進法に基づく

ユースエール認定企業

—若者の採用・育成に積極的な企業です—

企業名	所在地	業種・認定時期	企業名	所在地	業種・認定時期
1 (株)エステーモーターズスクール	滝沢市	教育学習支援業 H27.12	4 カルソニックカンセイ岩手(株)	北上市	製造業 H29.11
2 トラスト東北(株)	一関市	卸小売業 H28.2	5 朝田建設(株)	平泉町	建設業 H30.1
3 (株)小田島組	北上市	建設業 H29.11	6 (社福)楽水会	釜石市	介護福祉業 H30.1



次世代育成支援対策推進法に基づく

くるみん・プラチナくるみん認定企業

—子育てサポートに積極的な企業です—

企業名	所在地	業種	認定回数・時期	企業名	所在地	業種	認定回数・時期
1 (学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業	☆☆☆H29.4	15 (社福)和江会	北上市	医療福祉業	☆H25.10
2 (株)岩手銀行	盛岡市	金融業	☆☆☆H28.1	16 (株)丹野組	二戸市	建設業	☆H25.10
3 (株)ウェルファム	矢巾町	医療福祉業	☆☆H23.8	17 (社医)盛岡繋温泉病院	盛岡市	医療福祉業	☆☆H26.2
4 (株)東北銀行	盛岡市	金融業	☆☆H24.3	18 (社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業	☆☆H26.3
5 (株)エフピー	山田町	製造業	☆☆H24.7	19 白金運輸(株)	奥州市	運輸業	☆☆H26.6
6 (国)岩手大学	盛岡市	教育学習支援業	☆☆H24.7	20 (社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業	☆☆H28.6
7 (株)プラザ企画	奥州市	宿泊業	☆☆☆H30.2	21 (医)友愛会	盛岡市	医療福祉業	☆☆H26.11
8 (株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	☆☆H24.10	22 (社福)若竹会	宮古市	医療福祉業	☆☆H27.4
9 杜陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	☆☆H27.5	23 (株)菅文	二戸市	卸小売業	☆☆H27.5
10 (株)平金商店	盛岡市	卸小売業	☆☆H25.2	24 (社福)胆沢やまゆり会	奥州市	医療福祉業	☆☆H27.7
11 (株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	☆☆H25.3	25 (社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業	☆☆H27.7
12 山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	☆☆H25.3	26 岩手スバル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業	☆☆H27.10
13 (社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業	☆☆H25.7	27 (社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業	☆☆H28.1
14 (株)グランツ	花巻市	医療福祉業	☆☆H25.7	28 (株)水清建設	矢巾町	建設業	☆☆H28.6

☆…くるみん取得

★…プラチナくるみん取得



女性活躍推進法に基づく

えるぼし認定企業

—女性の活躍が進んでいる企業です—

企業名	所在地	業種	認定の種類・時期	企業名	所在地	業種	認定の種類・時期
1 (株)薬王堂	矢巾町	小売業	3段階目 H28.5	5 イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	3段階目 H29.6
2 (株)岩手銀行	盛岡市	金融業	3段階目 H28.5	6 (社福)永友会	盛岡市	医療福祉業	3段階目 H29.11
3 (株)東北銀行	盛岡市	金融業	3段階目 H28.6	7 岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業	3段階目 H30.1
4 (株)プラザ企画	奥州市	宿泊業	3段階目 H29.3				

お問い合わせは **岩手労働局**

- ユースエール認定については…職業安定部職業安定課(TEL:019-604-3004)
- くるみん、プラチナくるみん、えるぼし認定については…雇用環境・均等室(TEL:019-604-3010)

【ユースエール】



赤字は 29 年 4 月 1 日改正分

若者雇用促進法に基づく認定制度。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」と認定し、これらの企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。

○主な認定基準

- ・若者（新規学卒含む）対象の正社員求人を行っていること
- ・若者の人材育成に積極的に取り組んでいること
- ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した者の離職率が20%以下であること
ただし、採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下
- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ。
- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上であること
- ・直近3事業年度において男性労働者の育児休業等の取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上であること
- ・青少年雇用情報について公表していること
- ・過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと など

【くるみん・プラチナくるみん】



次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画的に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業は、プラチナくるみん認定となります。

○主な認定基準

- ・行動計画に定めた全ての目標を達成したこと
- ・計画期間内に男性の育児休業取得率が7%以上であることまたは育児休業取得者及び小学校就学前の子の育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者の割合が15%以上であり、かつ育児休業取得者が1人以上いること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間内に女性の育児休業取得率が75%以上であること（従業員数300人以下の事業主の特例あり）
- ・計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイム労働者等の法定時間外、法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
- ・3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること
- ・所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること

【えるぼし】



女性活躍推進法に基づく認定制度。

自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表を行い（301人以上の大企業は義務）、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし）を受けることができます。

○主な認定基準

以下の、1から5の評価基準を満たす項目数に応じて、取得できる認定段階が決まります。

【評価項目1：採用】（区）

直近の3事業年度の男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が雇用管理区分ごとに同程度であること（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とするものに限る）

【評価項目2：継続就業】（区）

直近の事業年度の「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること（期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る）等

【評価項目3：労働時間等の働き方】（区）

直近の事業年度の各月ごとに、雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、全て45時間未満であること等

【評価項目4：管理職比率】

直近の事業年度の管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること等

【評価項目5：多様なキャリアコース】

直近の3事業年度のうち、以下について大企業は2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業は1項目以上の実績を有すること

- A 女性の非正社員から正社員への転換
- B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換
- C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用